

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監5の第16号

監査の対象：令和4年度監査委員監査 地方独立行政法人 大阪市博物館機構

所管所属：経済戦略局

通知を受けた日：令和6年2月6日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	1 館蔵品の定期点検について改善を求めたもの 各館の館蔵品の定期点検に係る規定を確認したところ、各館で検査時期及び方法が異なっていた。また、本法人の事務局はその事実を把握していなかった。 [指摘事項1] 本法人は、事務局において、各館の館蔵品の定期点検の状況を適切に把握した上で、検査時期及び方法について、統一的な定めとする部分と各館独自の定めとする部分を整理し、要項を再整備されたい。また、事務局から各館に対して、館蔵品の定期点検の意図と再整備した要項について周知徹底するとともに、各館は、その内容を踏まえて規定を再整備されたい。さらに、事務局は、再整備した要項及び規定に沿った点検が行われているか定期的にモニタリングする仕組みを構築されたい。	【1】 ①事務局において、各館の館蔵品の定期点検の状況を適切に把握の上、法人全体の統一的な定めとして、検査時期及び検査方法について解釈に齟齬(そご)が生じないように、以下の内容を適切に反映した要項の再整備を行った。 ※第8条 (1) 国宝・重要文化財及び重要美術品 毎年度、全数を点検する。 (2) 100万円以上の評価額の館蔵品 毎年度、一定数の点検を行い、5年間で全ての館蔵品を点検する。 (3) 100万円未満の評価額の館蔵品 毎年度、一定数抽出の上、毎年検査する。 ②事務局から各館に対し、館蔵品の定期点検の意図と再整備した要項について周知徹底を行った。各館は、再整備された要項の内容及び各館の特性を踏まえ、法人全体の統一的な定め範囲内において、各館ごとに館蔵品検査に係る規程を再整備した。 ③事務局において、各館で再整備した規程を集約するとともに、再整備した要項及び規程に沿った点検が行われているか、自主点検表の確認やヒアリング等により、毎年度、モニタリングを実施することとした。	措置済	令和5年12月22日
2	2 本法人の会計処理について改善を求めたもの (1) 賞与引当金に係る会計処理 本法人が作成した令和3年度の行政サービス実施コスト計算書を確認したところ、引当外賞与増加見積額が正しく表示されていないかった。 (2) 寄附金の会計処理 本法人が設立団体以外の者から寄贈を受けた固定資産の会計処理を確認したところ、適切な会計処理をしていなかったことにより、貸借対照表及び損益計算書が正しく表示されていないかった。 [指摘事項2] 本法人は、会計基準の知識を習得するとともに、専門家の指導を受けて、適切な会計処理を実施されたい。また、財務諸表が適正に表示されているかを網羅的に検証できる仕組みを構築されたい。	【2】 ①決算作業に向け、会計監査人から会計基準に関する指導を受けた。 ②令和4年度財務諸表の作成に際し、作成した財務諸表が適正に表示されているか否かを確認するためのチェックリストを作成し、網羅的に検証できる仕組みを構築した。 ③法人において作成した財務諸表が適正に表示されているか否かについて、会計監査人が各項目の検証を行うことにより、チェック体制の強化に努めた。	措置済	令和5年6月12日